

転 倒 災 害 発 生 状 況

令和8年4月6日集計

	区 分	労 働 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	転 倒 災 害 発 生 状 況 (休業4日以上)	比 率 (%)	備 考
業 種					
全産業計(除鉱山法適用)		① 148	57	38.5	
製 造 業	食 料 品	5	1	20.0	
	織 維 ・ 衣 服	1	0		
	木 材 ・ 木 製 品	4	1	25.0	
	家 具 ・ 装 備 品	1	0		
	パルプ・紙・紙製品・印刷・製本	1	1	100.0	
	化 学	3	0		
	窯 業 ・ 土 石	1	0		
	鉄 鋼 ・ 非 鉄	2	0		
	金 属 製 品	0	0		
	機 械 器 具	2	0		
	そ の 他 の 製 造 業	1	1	100.0	
	小 計	21	4	19.0	
鉱 業		1	0		
建 設 業	土 木	① 5	0		
	木 造 建 築	2	1	50.0	
	そ の 他 の 建 築	9	0		
	そ の 他	3	2	66.7	
	小 計	① 19	3	15.8	
運 交 通	道 路 貨 物 運 送	10	1	10.0	
	そ の 他 の 運 輸	1	0		
林 業	伐 木 ・ 搬 出	0	0		
	造 林 ・ そ の 他 の 林 業	5	0		
	小 計	5	0		
第 三 次 産 業	小 売 業	17	9	52.9	
	社 会 福 祉 施 設	24	16	66.7	
	飲 食 店	3	2	66.7	
	そ の 他 の 第 三 次 産 業	44	21	47.7	
	小 計	88	48	54.5	
そ の 他		3	1	33.3	

注1:表中の丸付数字は死亡者数で内数。

注2:第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。

注3:その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。